

建設業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

大型荷役機械等の解体工事における安全確保に係る総点検について

解体工事における労働災害の防止については、かねてからその徹底を図っているところですが、令和 8 年 4 月 7 日、別添 1 のとおり、神奈川県川崎市の製鉄所において、船舶からばら物を荷揚げするためのクレーン（アンローダー）に取り付けられていた円柱状のカウンターウェイト上で、作業員が当該カウンターウェイトの重量を軽くするためのはつり作業に従事していたところ、当該カウンターウェイトが何らかの原因で外れ、5 名の作業員がカウンターウェイトとともに転落し、うち 3 名が死亡、1 名が重傷、1 名が行方不明（その他、カウンターウェイト落下時の衝撃により 1 名が軽傷）となるという重大災害が発生しました。

本災害の原因につきましては現在調査中ですが、同種災害の防止のため、下記事項を要請します。

記

- 1 会員事業場のうち、アンローダー、ガントリークレーンその他解体に伴う重心の移動及び支持条件の変化により構造の安定性が低下するおそれのある大型構造物の解体工事の発注者及び元方事業者が該当する事業場に対して、別添 2 の点検表により、総点検を実施していただくこと。
- 2 会員事業場のうち、1 の発注者及び元方事業者に加え、1 の工事に関わる解体工事施工事業者、クレーン製造者等に対して、リスクアセスメントの実施をはじめ、作業計画の作成やこれに基づく措置の徹底を周知すること。